**保育所等の災害発生時における臨時休園のガイドライン**

1. **目的**

台風、集中豪雨、地震等の災害により、甚大な被害が生じる恐れがある場合に、児童、

保護者、保育従事者等の安全を守るため、保育所等の臨時休園の判断基準及び対応について

ガイドラインを定める。

**２　対象施設**

幸手市内の公立保育所、認可保育所、小規模保育事業所

**３　臨時休園の基準・対応**

**●風水害等に伴う臨時休園の基準・対応**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **警戒レベル** | **保育所の対応　～開園前～** | **保育所の対応　～開園中～** |
| **警戒レベル３**　 高齢者等避難（※） | **・臨時休園とする。****・保護者へメールで連絡する。**　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ・児童の安全を確保しつつ、保護者へ速やかなお迎えを依頼する。（メールで連絡する。）ただし、保護者のお迎えや児童の引き渡しが危険な場合は、安全な状況になってからの対応とする。・原則、事前に保護者に周知している避難場所へ児童を速やかに避難させる。ただし、他の避難場所や園内が安全と判断した場合は、その場所に児童を避難させる。**・児童降園後に臨時休園とする。** |
| **警戒レベル４**　 避難指示（※） |
| **警戒レベル５**　 緊急安全確保（※） |

※令和３年５月２０日から変更されました

**●地震に伴う臨時休園の基準・対応**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **警戒レベル** | **保育所の対応　～開園前～** | **保育所の対応　～開園中～** |
| **震度5弱以上の地震** | **・臨時休園とする。****・保護者へメールで連絡する。**　ただし、安全に保育が可能と判断される場合は保育を再開する。　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 | ・児童の安全を確保しつつ、保護者へ速やかなお迎えを依頼する。（メールで連絡する。）ただし、保護者のお迎えや児童の引き渡しが危険な場合は、安全な状況になってからの対応とする。・原則、事前に保護者に周知している避難場所へ児童を速やかに避難させる。ただし、他の避難場所や園内が安全と判断した場合は、その場所に児童を避難させる。**・児童降園後に臨時休園とする。****ただし、安全に保育が可能と判断される場合は保育を再開する。** |

**※上記基準によらず、総合的な判断により保育所の臨時休園を決定することがある。**

**４　保育所の再開の基準・対応**

避難情報の解除後、または災害発生後は次の事項等を確認しながら安全に配慮し、速やかに

保育を再開する。

1. 施設の安全確保
2. 施設周辺の安全確保
3. ライフラインの状況（電気、水道、ガス、通信、交通等）
4. 給食の提供（一時的に弁当持参等も検討）
5. 職員体制の確保

※保護者へ保育所の再開をメールで連絡する。

**５　臨時休園時の特別保育**

　　医療体制や社会基盤の維持、災害対策・復旧に関する業務に従事する保護者の児童に対して、

　　児童、保護者、保育従事者の安全に留意した上で、安全に保育を実施することが可能であると判断される場合は個別に相談に応じる。

**６　保護者への事前周知**

臨時休園及び再開の基準・対応については、保育所の入所説明会等で保護者に周知し、理解を得る。